

令和五年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

令和五年十一月十六日（木曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	淵上	猛志
二	番	青谷	幸浩
三	番	田淵	和夫
四	番	倉田	賢一郎
五	番	多田	隆一
六	番	小北	一美
七	番	大塚	英一
八	番	きもと	ゆう
九	番	武田	賢一
十	番	朝田	充
十一	番	村山	理恵
十二	番	森本	雄一郎
十三	番	道端	俊彦
十四	番	松井	育人
十五	番	大東	真司
十六	番	藤田	貴支
十七	番	奥山	渉
十八	番	通堂	義弘
十九	番	大倉	基文
二十	番	弘	豊
二十一	番	寺島	誠
二十二	番	山本	忠司
二十四	番	河部	忠優
二十五	番	島	弘一
二十七	番	西野	滋胤
二十八	番	畑中	護

○欠席議員

二十六番 野口 陽輔

○説明のため出席した者

企 業 長	永藤 英機
副 企 業 長	松本 竜三
技術長兼事業管理部長	中田 耕介
経 営 管 理 部 長	小島 謙一
経 営 戦 略 担 当 部 長	林 千絵
経 営 管 理 部 副 理 事	田村 武志
経 営 管 理 部 経 営 企 画 課 長	石橋 剛
経 営 管 理 部 危 機 管 理 課 長	藤野 純也
経 営 管 理 部 広 域 連 携 課 長	林 有子
経 営 管 理 部 広 域 調 整 課 長	濱田 雄司
経 営 管 理 部 総 務 課 長	船井 幹也
経 営 管 理 部 財 務 課 長	辻 輝昭
経 営 管 理 部 財 務 課 長	亀田 麻貴
経 営 管 理 部 財 務 課 会 計 官 兼 経 営 企 画 課 参 事	渡邊 昇
事業管理部技術管理課長	堤 重徳
事業管理部副理事兼工務課長	
監 査 委 員	石崎 一登
監 査 委 員	鈴木 久雄
経 営 管 理 部 総 務 課 参 事 兼 監 査 委 員 事 務 局 長	鈴木 久雄

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 書 記	竹内 晴彦
議 会 事 務 局 書 記	鈴木 久雄
議 会 事 務 局 書 記	鈴木 久雄

○議事日程

第一	会議録署名議員の指名	議 会 事 務 局 書 記	北川 尊義
第二	会期決定の件	議 会 事 務 局 書 記	瀬島 一樹
第三	諸般の報告	議 会 事 務 局 書 記	川崎くるみ
	(当選議員の報告)		
	(例月現金出納検査結果報告)		
	(説明者の通知)		
第四	当選議員の議席の指定		
第五	第一号議案 令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分		
	第二号議案 令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件		
	第一号報告 令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件		
	第二号報告 令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件		
	第三号報告 令和四年度決算に基づく資金不足比率報告の件		
	第四号報告 債権放棄報告の件		
	(松本副企業長説明)		
第六	一般質問		

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○多田議長 ただいまより令和五年十一月定例会を開会いたします。

○多田議長 本日の出席者は三十一名で、定足数に達しております。

なお、野口陽輔議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

○多田議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

○多田議長 永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和五年第三回大阪広域水道企業団議会十一月定例会に御出席ありがとうございます。定例会への提出議案は、剰余金処分に係る議決案件二件、令和四年度の決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件です。御審議をよろしく願います。

現在、水道事業を取り巻く環境は、給水収益の減少や老朽化した水道施設の更新、耐震化に伴う費用の増加などの課題に直面していることに加え、エネルギー価格の上昇による電気料金の高騰などの影響により厳しい状況にあります。

令和四年度決算では、水道用水供給事業、工業用水道事業、市町村域水道事業の大半で黒字を確保できたものの、単年度損益が前年度に比べて減少しました。

また、市町村域水道事業の三事業においては、単年度赤字を計上しています。

将来にわたって持続可能な事業運営を行うため、企業団では、官民連携の推進やデジタル技術の活用など、

さらなる業務の効率化を目指して取組を進めます。議員の皆様には、引き続き御理解と御協力をいただきますと幸いです。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○多田議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○多田議長 本日の会議を開きます。

○多田議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、道端俊彦議員及び大東真司議員を指名いたします。

○多田議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○多田議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○多田議長 まず、当選議員報告の件であります。

令和五年十一月一日付で野口陽輔議員が当選されましたので、御報告いたします。

○多田議長 監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○多田議長 説明者の出席の要求に対する企業長以外の理事者並びに監査委員の出席者についての通知は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○多田議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○多田議長 日程第五、議案第一号及び第二号並びに報告第一号から第四号まで、令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件外五件を一括議題といたします。

議案は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○多田議長 松本竜三副企業長。

(松本竜三副企業長登壇)

○松本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案及び第二号議案並びに第一号報告から第四号報告につきまして、御説明申し上げます。

定例会資料の令和五年第三回大阪広域水道企業団議会(十一月定例会)提出議案をお開きいただき、一ページを御覧ください。フォルダ名、定例会資料、ファイル名、令和五年第三回大阪広域水道企業団議会(十一月定例会)提出議案をお開きいただき、一ページを御覧ください。

第一号議案は、令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件でございます。

上段は、水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金七十億二千五百二十二万二千円のうち、六十六億九千六百四十四万二千円を減債積立金に、一億五千七百五十五万五千円を水道事業統合促進積立金に、一億五千五百三十二万五千円を利益積立金に積み立てることについて、また、下段は、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金三十七億八千二百九十八万八千円のうち、十七億五千

八百九万三千円を減債積立金に、十億六千八百八十四万五千円を建設改良積立金に、三億六百万二千三百円を利益積立金に積み立て、六億四千七百三十三万六千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条第二項の規定により議決を求めます。

二ページを御覧ください。

第二号議案は、令和四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分件でございます。

工業用水道事業に係る未処分利益剰余金四十五億一千五百六十六万九千円のうち、二十六億五千五百七十一万六千円を減債積立金に、六億四千五百五十九万一千円を建設改良積立金に、十二億一千三百八十六万二千円を利益積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第三十二条第二項の規定により議決を求めます。

三ページを御覧ください。

第一号報告、令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件及び四ページ、第二号報告、令和四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきまして、地方公営企業法第三十条第四項の規定により報告するものです。

別ファイルとしております令和四年度水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をお開きください。データを御覧の方は、ファイル名、決算関係資料、令和四年度決算書をお開きください。

まず、水道事業会計の水道用水供給事業につきまして御説明します。

決算書の三ページ、決算書中に付しているページ番号のことでございますが、三ページを御覧ください。

事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億二千五百一十八万八千立方メートルの水道用水を供給し、単年度で二十三億八百二万

九千円の利益が生じました。

二十ページ及び二十一ページを御覧ください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額四百三十五億八千八百九十五万四千円に対し、決算額は四百二十八億四千二百四十四万円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額四百三十三億五千四百九十七万一千円に対し、決算額は三百九十六億一千九百四十六万二千円となっております。

二十二ページ及び二十三ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額八十億五千八百三十三万五千円に対し、決算額は五十三億一千三十四万一千円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等、固定資産売却代金などです。

次に、資本的支出は、予算額二百二十億六百万二千円に対し、決算額は二百四億七千七百六十八万八千円となっております。主な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金などです。

続いて、市町村域水道事業について御説明します。

六十三ページを御覧ください。

事業の概況といたしましては、豊能水道事業、岬水道事業及び六十四ページ記載の千早赤阪水道事業において、当年度純損失、いわゆる赤字を計上しましたが、十三水道事業全体では単年度で七億三千七百六十九万七千円の利益が生じました。

百四ページ及び百五ページを御覧ください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額八百八十八万八千七百六十八万六千円に対し、決算額は百六億一千五百八十六万三千円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額百五億七千七百六十五万二千円に対し、決算額は九十六億八千二百七十八万八千円となっております。

百六ページ及び百七ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額四十一億一千四百六十九万九千円に対し、決算額は二十五億八千七百九十三万九千円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等、工事負担金などです。

次に、資本的支出は、予算額七十億九千九百九十八万八千円に対し、決算額は五十億五千五百五十九万九千円となっております。主な内容は、建設改良費、企業債償還金などです。

水道事業会計の決算説明につきましては以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計につきまして御説明します。

四百九ページを御覧ください。

事業の概況といたしましては、令和四年度は、延べ四百十九事業所に対して、年間約一億四千七百六十万四千立方メートルの工業用水を供給し、単年度で六億五千二百九十四万七千円の利益が生じました。

四百二十四ページ及び四百二十五ページを御覧ください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額七十三億七千九百七十七万六千円に対し、決算額は七十四億七千九百五十万九千円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額七十億一千六百九十八万六千円に対し、決算額は六十二億三千四百九十三万三千円となっております。

四百二十六ページ及び四百二十七ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額五十七億九千二百二十四万一千円に対し、決算額は五十三億七千四百十六万円となっています。主な内容は、企業債、投資有価証券償還金、国庫補助金などでございます。

次に、資本的支出は、予算額百十億二千九百九十一万五千円に対し、決算額は八十四億五千一百一十五千円となっています。内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金です。

工業用水道事業会計の決算説明は以上でございます。定例会資料の提出予定議案にお戻りください。提出議案の五ページを御覧ください。

第三号報告は、令和四年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。

水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はありません。

なお、令和四年度決算に対する監査委員意見書及び令和四年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は、決算書と同じファイルにとじております。電子データを御覧の方は、フォルダ名、定例会資料の中にデータを格納しておりますので、よろしくお願いいたします。

六ページを御覧ください。

第四号報告は、債権放棄報告の件でございます。

本議案は、債権の管理に関する条例の規定により、令和四年度中に放棄した債権につきまして報告するものです。

内容につきましては、未収となっていた水道料金及びメーター使用料、計千四百八十八件、三百六万二千四百六十五円につきまして、条例第十四条第一項第一号、第二号または第五号の規定により、その債権を放棄したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく

お願い申し上げます。

○多田議長 以上で、副企業長の説明は終わりました。

○多田議長 この際、日程第五、議案第一号及び第二号並びに報告第一号から第四号まで、令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分件の件外五件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

これより、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

通告がありますので、順次、指名いたします。

○多田議長 まず、一問一答方式により、弘豊議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 摂津市選出の弘豊です。

発言通告に沿って一般質問させていただきます。よろしく申し上げます。

まず最初に、企業団と六団体との水道事業統合に向けた検討協議について伺います。

現在、企業団では、再来年四月の統合に向けて、岸和田市をはじめとする六団体と統合検討協議を行っています。統合案、決算などを反映したのですが、ここで、六団体での施設の最適配置に伴う効果額の影響として、先日の協議会で御説明いただいた広域化事業の交付要件の見直しといたしておりますが、これは具体的にどのようなものかお聞かせください。

○多田議長 林広域連携課長。

○林経営管理部広域連携課長 広域化事業の交付要件の見直しについてお答えさせていただきます。

水道事業の統合に伴い交付される広域化事業に係る補助金は、資本単価が一立方メートル当たり九十円以上である水道事業者が行う事業であって、事業開始後五年以内に事業統合または経営の一体化を実現すること、そして市町村域を超えて三以上の水道事業の広域

化であることなどの要件を満たした場合に交付されるものでございます。

今回の広域化事業の交付要件の見直しは、令和五年四月に厚生労働省が生活基盤施設耐震化等交付金の交付要件を見直したことにより、大阪府の生活基盤施設耐震化等補助金の交付要件についても緩和されたものでございます。

具体的には、広域化事業の補助メニューの一部には、令和四年度まで給水人口おおむね十万人以下の要件がございましたが、令和五年四月からは、この人口要件が撤廃されたことで、これまで対象ではなかった人口規模の大きい団体もこのメニューを活用できることとなりました。

今回の六団体の中では、東大阪市、八尾市、富田林市及び岸和田市が給水人口十万人を超えておりまして、これらの中に該当する事業があったことで、広域化事業の補助金が、令和五年一月の首長会議で取りまとめられた統合案から約十四・五億円増加したものでございます。

以上でございます。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 以前にまとめられました七団体との統合案と比べて、今回、効果額の試算が大きく増加したと。この要因が、先ほど御説明ありました交付要件の見直しによるものだと思います。

私は、以前から水道事業の統合について、人口の多い自治体規模の大きい団体にとっては、統合のメリットがあまりない、少ないのかなというふうに感じていたわけですが、今回の広域化事業の交付要件の見直しは、こうした大規模団体にも統合を促す動きだというふう理解しました。

この間進められている六団体との統合協議ですが、この議論の出発時には十団体との協議で行われて、統合を辞退する団体が相次ぐ中で、国や府もこうした対応を取ってきたのかなと推察しているところです。

そこで、企業団としては、この補助金の交付要件緩和などについては、国などに対してどのように働きかけを行ってきたのかお聞かせください。

○多田議長 林広域連携課長。

○林経営管理部広域連携課長 当企業団では、水道事業の統合を促進するに当たり、定量的メリットのうち補助金による効果が一定の統合インセンティブになると考えまして、これまでも国などに対象事業の拡充や人口要件の撤廃など、様々な働きかけを行ってきたところでございます。

中でも、広域化事業の交付要件のうち、給水人口おむね十万人以下の撤廃につきましては、大規模団体の統合促進にも一定の効果がございすことから、日本水道協会や全国の水道企業団が参画する全国水道企業団協議会などを通じて、毎年度、国に要望してきたところでございます。

こうした要望などの一つの結果としまして、交付要件が見直されたものと考えております。

企業団としましては、今後とも、その他の交付要件の撤廃についても引き続き要望を続きまして、あわせて、定量的メリット以外の統合効果についても御実感いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 私は、全ての団体がいずれは企業団の事業に統合していくという府域一水道という目標についてはなかなか難しい課題だというふうに思っています。

ですから、将来ビジョンの中にも目標年次は設けられずに、あくまで事業の統合はそれぞれの団体の事情も加味しながら、合意形成の下で進められているものと受け止めています。

国は、この間、水道広域化の推進に注力していますけれども、市町村は必ずしもそれを求めているわけではないというふうに思うんです。今回の交付要件の見直しにしても、事業統合する団体を増やすために、ある意味そのために税金を投じているわけですよね。広域化の事業統合は、あくまで手段だというふうに思っています。それ自体が目的化してしまっただけ意見というふうに思っています。このことだけ意見として申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

続いて、カーボンニュートラルの推進等に関する包括連携協定についてですが、企業団では、この協定に基づいて、今年の八月九日に村野浄水場太陽光発電設備竣工式が開催されたことと報道がありました。この取組の内容についてお教えください。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 企業団では、令和四年三月に関西電力株式会社とカーボンニュートラルの推進等に関する包括連携協定を締結し、カーボンニュートラルの推進等を図るため、連携した取組を推進しております。

企業団は、将来ビジョンに掲げる施策である環境負荷の低減に向け、温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでおります。

一方、関西電力株式会社は、中期経営計画二〇二一―二〇二五で、ゼロカーボンへの挑戦を掲げており、互いの取組の方向性が合致したことから、協定の締結に至りました。

御質問のありました村野浄水場太陽光発電設備竣工

式は、協定に基づく第一弾の取組として建設を進めていた太陽光発電設備の完成に伴い開催したものであります。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 カーボンニュートラルの推進ということでは、近年の気候危機とも言われるような地球温暖化防止の観点からも大事な取組だと感じはしますが、現在実施している取組について、どういったものかお聞かせください。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 先ほど申し上げました村野浄水場太陽光発電設備につきましては、同浄水場の高度浄水処理棟の屋上に太陽光発電設備を設置し、本年八月から発電を行っております。

ここで発電した電力は、村野浄水場で利用すると同時に、災害時の予備電力などに活用いたします。さらに、電気自動車のエネルギーとして活用し、走行に係る二酸化炭素排出量をゼロにするなどの取組を実施しております。

太陽光で発電した電力を電気自動車に活用する、いわゆるゼロカーボンドライブは、水道事業者としては国内初の取組となります。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 ありがとうございます。あわせて、今後の展開についてもどのようにお考えになられているのか、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 企業団では、包括連携協定の枠組みを活用した太陽光発電をはじめとする再

生可能エネルギーの導入の拡大を行うほか、その枠組みを超えて、効率的な送水運用やポンプ設備など高効率な機器への更新も引き続き実施いたします。

今後とも、安全で良質な水を供給するという使命を守りつつ、大規模エネルギー需要としての社会的責務を果たすため、環境負荷の低減を推進してまいります。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 今、物価高騰、とりわけ燃料費の高騰が本当に厳しい中で、水道事業にも大きな影響が出ているとも言われています。自然エネルギーを利用した取組は、環境面でももちろん大事ですし、自前で発電する努力と可能性の規模、これもとても大事なことで感じています。

ただ、地元の水道部にも働きかけてみまうけれども、なかなか自前の施設では規模が小さく、効果が得られないとの答えしか得られません。ですから、企業団の取組で、先進事例などもどんどんと府内自治体にも発信していただけたらなというふうに思っています。

先月、村野浄水場に企業団議会として視察にも行かせていただきましたが、このカーボンニュートラルの取組などについては、直接触れられることがなかったなど。その点は少し残念に感じましたが、もっともつとアピールをして、外への発信などにも取り組まれるように要望します。この質問については終わります。次に、四條畷市田原浄水場の廃止についてです。昨年二月の定例会におきましてもお聞かせいただきましたが、四條畷水道事業の田原浄水場で国の暫定目標値を超える有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAが検出されたことについてです。

その際、田原浄水場は一旦休止し、村野浄水場から

の送水に切り替えて運用しているとのことでした。また、今後の取組については引き続き検討を進めていくといった答弁がありました。その後の対応について伺います。

○多田議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAについては、令和二年四月に厚生労働省が水道水の水質管理目標設定項目として、合計値で一リットル当たり五十ナノグラム以下とする暫定目標値を示しました。

これを受けまして、全ての浄水場の検査をしたところ、四條畷水道事業の地下水を水源とする田原浄水場において、原水で一リットル当たり七十九ナノグラム、浄水場出口で六十六ナノグラムを検出いたしました。

このため、田原浄水場は一旦休止し、淀川を水源とする村野浄水場からの送水に切り替えて運用するとともに、令和二年度以降、PFOS及びPFOAの状況を継続的に監視してきましたが、大きな濃度変化はありませんでした。

PFOS及びPFOAは、長期的に環境中に残留すると考えられ、地下水の水質は今後も大きな改善が見込めないことから、田原浄水場からの給水は再開困難であると判断し、令和五年三月三十一日で同浄水場を廃止しました。

関係者に対しては、令和二年度以降、水質検査結果などについて情報提供するとともに、廃止に当たっては、事前に四條畷市、同市議会、地元自治会に対して説明し了承を得た上で、住民の皆様には書面で説明し、御理解をいただきました。

以上でございます。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 水質改善がなかなか困難だということですね。安全性から考えると、廃止もやむなしとの判断だろうというふうに受け止めたのですが、住民の方々の健康影響なども含めて、周囲の環境の調査についても引き続き府の担当部に対する働きかけなどをお願いしておきたいというふうに思います。

また、田原浄水場を廃止することで四條畷の水道事業の経営に影響が出ていないのか、その点についてもお聞きしておきたいと思えます。

○多田議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 田原浄水場を廃止し、企業団の水道用水供給事業の浄水場である村野浄水場からの送水に切り替えることで、受水費用は増加します。

一方、田原浄水場を存続する場合の維持管理や施設の更新が不要となり、費用には大きな増減は生じないことから、四條畷水道事業の経営を悪化させる影響はないことを確認しております。

以上でございます。

○多田議長 弘議員。

(弘豊議員登壇)

○弘議員 理解しました。

今回、この問題で、昨年に引き続き質問させていただいたわけですが、実は地元摂津市のほうでもこの八月に自己水の水源である太中浄水場というのがございますが、六本ある井戸のうち一本の井戸から四十五ナノグラム・パー・リットル、これは国の定める基準、目標数値からすると、それ以下にはなるんですけども、摂津市では以前から全国一高濃度で環境中にこのPFOAが排出されているというふうな問題もありまして、市民の皆さんの関心も高く、この数値が出た二号井戸といいますが、この一本の井戸について

は当面取水を中止して、五本の井戸でこの浄水場運営をしております。やはりその分、経営的にはコストもかかっていくといえますか、自己水が減る分、企業団水のほうにお世話になるというふうなこともなっているというわけですけれども、そういう状況にございます。

摂津市の地下水、それから四條畷の地下水、それぞれどのような地下の水脈があるのかというようなことは、なかなかそのところは調査しづらいということなどは、なかなかに以前にもお聞きしたわけなんですけれども、大阪府内が言ってみたらある意味P F O S、P F O A、とりわけP F O Aのほうの汚染のホットスポットに残念ながらなってしまうというふうな認識を私も持っているわけでございます。そういった意味では、企業団としてもそれに対する対策、様々な調査も含めて今後も取組を進めていっていただきたいということなことです。このことについては強く要望も申し上げます。で、私のほうからは終わっておきたいと思っております。

○多田議長 弘豊議員の質問が終わりました。

○多田議長 次に、一括質問一括答弁方式によりまして、森本雄一郎議員。

(森本雄一郎議員登壇)

○森本議員 寝屋川市選出の森本雄一郎でございます。

通告に従いまして、令和四年度決算の経営指標に関することについて、公文書の記載について伺います。

まず、水道用水供給事業における経営指標についてお尋ねします。

令和四年度決算書の三ページに記載の経常収支比率と料金回収率が直近四か年と比して減少してありますが、その要因は何でしょうか、お答えください。

次に、地方自治法の規定による文書記載について伺います。

私は、本年度初めて構成議員となりました。大阪広域水道企業団から配付される文書等の一例、例月現金出納検査結果を見ますと、地方自治法第二百三十五条の第二項の規定により例月現金出納検査を執行した結果を、同法第三項の規定により下記のとおり報告しますとあります。ですが、大阪広域水道企業団は特別地方公共団体であり、普通地方公共団体ではありません。ゆえに、この場合、直接二百三十五条の第二項をうたうことはできなく、まず、地方自治法第二百九十二条において準用をうたわなければなりません。例えるなら、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第二百三十五条の第二項の規定による例月現金出納検査の執行結果を、同法第三項の規定により下記のとおり報告しますと表現すべきです。

地方自治法第二百九十二条は、地方公共団体の組合については、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものによつては町村に関する規定を準用すると規定しています。一部事務組合である大阪広域水道企業団は、この地方自治法第二百九十二条の規定により、市に適用される規定が準用されることになっております。

また、この例に限らず、公文書の書き表し方に関しては細かいルールが定められています。私は、公文書の作成に当たっては、法律、ルールにのっとり正確な表現としなければならぬと考えていますが、この点に関する企業団の認識についてお伺いします。

○多田議長 これより答弁を求めます。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 水道用水供給事業における経営指標についてお答えします。

経常収支比率は、維持管理費や支払利息等の経常的な費用を給水収益などの経常的な収入でどの程度賄えているかを表す指標で、損益計算書における営業収益に営業外収益を加えた経常収益を、営業費用に営業外費用を加えた経常費用で除して算出されます。

料金回収率は、水道水の製造や送水に係るコストを給水収益でどの程度賄えているかを表す指標で、有収水量一立方メートル当たりの給水収益を、有収水量一立方メートル当たりの給水に係る費用で除して算出されます。両指標とも経営の健全性を表すもので、一〇〇%を超えていれば健全性に問題がないとされています。

水道用水供給事業においては、給水収益が経常収益の大部分を占めていることや、経常費用がほぼ給水に係る費用で占められていることから、両指標は同水準となっております。

両指標とも、直近四か年は、給水収益の減少に伴い緩やかな減少傾向を示しながら一〇〇%台で推移してきましたが、令和四年度は一〇五%と大きく減少しました。この主な要因は、電力価格の高騰に伴い動力費が増加したこととあり、経常費用が令和三年度に比べ二十二億円、率にして六・四%増加したことによるものです。

これらの指標は、減少はしましたが一〇〇%を超えており、経営の健全性は維持できていると考えています。

○多田議長 船井総務課長。

○船井経営管理部総務課長 私のほうからは、公文書の記載についてお答えいたします。

当企業団では、公文書につきましては、公文書の書

き表し方に関するルールにのっとり、簡潔で明確に伝わるよう作成することが大事であると考えております。

そのため、企業団では毎年、新入職員を対象に、文書事務の基礎的な知識の定着を目的とした研修を行いますとともに、三年目の職員を対象に、より実務的な文書事務研修を開催しています。また、あわせて各所属での実情に応じた研修やOJTにより、職員が公文書作成のルールを身につけるよう取り組んでいます。

企業団といたしましては、議員から御指摘のございました準用の例も踏まえつつ、公文書を作成する際は、公用文の書き表し方のルールに留意し、より分かりやすく、かつ正確な表現となるよう努めてまいります。

○多田議長 森本議員。

(森本雄一郎議員登壇)

○森本議員 御答弁ありがとうございます。要望と再質問をさせていただきます。

前後しますが、まず公文書の取扱いについて、これは指摘等させていただいたことの改善を必ずやっておりますかと思っております。よろしくお願いしております。

再質問であります。経営指標について伺いました。指標の減少要因は、電力価格の高騰に伴う動力費の増加によるものということでしたが、これは令和五年度についても影響は生じているのでしょうか、伺います。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 昨年度の電力価格の高騰は、電力会社での発電に必要な石油、石炭等の燃料費の価格が上昇していたことが要因です。

動力費の増加要因となった電力価格について、令和五年度は昨年度と比べて下落しており、この傾向が令和五年度末まで続いた場合、動力費は令和四年度の決算額を下回る見込みです。

しかしながら、電力価格については、令和三年度以前からすると、依然として高い水準で推移しており、今後も動向を注視します。

以上でございます。

○多田議長 森本議員。

(森本雄一郎議員登壇)

○森本議員 分かりました。

最後の質問、これは要望になります。

電力価格の高騰による動力費の影響について答弁がありました。現況は、様々なところで話題にはなっておりますが、労務単価や様々な物の値段が上昇しており、水道事業の経営への影響が懸念されます。

企業団においては、引き続きそれらの状況を注視していただき、健全な経営に努めてもらいたいと思っております。

また、経常収支比率及び料金回収率の分母を構成する経常費用の抑制を図ることも併せて要望しておきます。

以上で終わらせていただきます。

○多田議長 森本雄一郎議員の質問が終わりました。

○多田議長 次に、一括質問一括答弁方式により、朝田充議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 それでは、第一号議案、二〇二二年度（令和四年度）大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件及び一般質問としてP F A S問題について質問いたします。

まず大きな一点目として、第一号議案、すなわち二〇二二年度（令和四年度）の水道用水供給事業における剰余金処分の提案についてお尋ねいたします。

中身に入っていく前に、こうした決算関係、剰余金処分関係の議案や報告について、頂いた議案書や決算

書、事前の説明資料では、二〇二二年度のみ、すなわち単年度決算のみの説明になっていきます。これでは、全体的な流れや傾向というものが全くつかめません。

決算審査には五か年、三か年の比較検証が必要であり、膨大な資料を出せとは言いませんが、せめて収支や剰余金処分の推移が分かる表は出すべきです。提出資料の改善を求めますが、答弁を求めます。

次に、中身に入っていきます。生まれた黒字、すなわち剰余金は、基本的に三種の積立金と資本金に処分されると思います。そこで、三つの積立金について、第一に減債積立金についてお尋ねいたします。その目的と過去五年間の推移について、また、この間の当該積立での考え方、方針について、説明の答弁を求めます。

第二に、水道事業統合促進積立金についてお尋ねいたします。これも、その目的と過去五年間の推移について、また、この間の当該積立での考え方、方針について説明の答弁を求めます。

第三に、利益積立金についてお尋ねいたします。これも同様に、その目的と過去五年間の推移について、また、この間の当該積立での考え方、方針についての説明の答弁を求めます。

利益剰余金については、事前に頂いた資料一―二、令和四年度剰余金処分案についてにおいて、利益積立金の必要額についてという囲みの説明文がありますが、読んで分かりますので、もう少し読み砕いて、必要額の意味や、それに照らして現状や見込みはどうかという点の答弁を求めます。

次に、大きな二点目、一般質問としてP F A S問題についてお尋ねいたします。

第一には、当該問題の認識についてです。大きな環境汚染、公害問題として認識されるようになってきて

いるPFASですが、そもそもPFASとは何か、人体への影響、世界と日本の規制の動きについて、解説の答弁を求めます。

次に、大阪におけるPFAS汚染問題の認識についてお尋ねいたします。

指摘したいことの一つとして、大阪府は自身のホームページで、過去、すなわち二〇〇六年度（平成十八年度）の府営水道における夏季及び冬季のPFOS、PFOA調査結果を公表しています。この資料において、現在の基準値を超えている浄水場とその数値について、過去のこと、当時は府営水道であったわけですが、大阪府域の水道のことですので、そこから答弁をお願いいたします。また、当時高い数値を記録した要因についての答弁を求めます。

指摘したいことの二点目として、府内の河川の汚染状況についてです。大阪府の二〇二一年度（令和三年度）の大阪府域河川等水質調査結果報告書によると、十八もの河川で基準値を超えるPFOS及びPFOAが検出されています。その中で特に高い数値のところを挙げると、単位は全てナノグラム・パー・リットルですが、吹田市の正雀川で百八十、大阪市淀川区の三国橋で八十、枚方市の船橋川で百五十、同じく枚方市の穂谷川で百三十、同じく枚方市の天野川で百四十、堺市の百済川で百となっており、大阪の北部で高い傾向がうかがえます。こうした現状についての当水道企業団の認識について答弁を求めます。

第二に、先ほども摂津市の弘議員から質問がありました、廃止された四條畷市の田原浄水場についてお尋ねいたします。今回も、そして過去にも質疑がありましたので、重複は避けて一点だけお伺いしたいと思います。当該浄水場から基準値を超えるPFASが検出されているわけですが、それはPFOSなのかPFO

Aなのか、どちらなのか。PFAS類の中で一番毒性の強いのがPFOAだと言われているわけで、この点も非常に重要なポイントですので答弁をお願いいたします。

第三に、当水道企業団が関わる各浄水場の現状についてお尋ねいたします。今のところ基準値を超えているのは田原浄水場のみということですが、この機会に、市町村域水道事業も含めて、当企業団が関わる全ての浄水場のPFOS及びPFOAの測定結果について答弁を求めます。また、取水の現状として、河川からのものは何か所で、地下水からのものは何か所あるのか。特に地下水取水についてはどの浄水場も答弁をお願いいたします。

最後に第四として、PFAS汚染問題への対策として、当水道企業団では、現在及び今後においてどういった対策を考えているのかについて答弁を求めます。一問目、以上です。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 決算に関する説明資料についてお答えします。

平成二十九年度に三団体、令和元年度に六団体の市町村域水道事業を企業団が担うこととなり、より住民に近い目線で分かりやすさを重視して資料をビジュアル化し、令和二年度から現在の資料で御説明をしてきたところです。収支や剰余金処分の推移については、御指摘の点を踏まえ、説明資料を工夫します。

次に、水道用水供給事業の剰余金処分についてお答えします。

まず、減債積立金は、将来の企業債の償還財源とすることを目的に、企業団の経営戦略二〇二〇―二〇二九の計画期間である令和十一年度までの企業債償還額の累計額を積み立てる方針です。過去五年間の積立額

は、三十年度が六十一億八千二百万円、令和元年度が十七億九千二百万円、二年度が五十四億八千万円です。三年度は、経営戦略の見直し中であつたため処分を見送っており、積み立てておりません。四年度は、六十六億九千六百万円を積み立てます。

二点目の水道事業統合促進積立金については、府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進するために設置した水道事業統合促進基金の財源とすることを目的に積み立てています。積立ての方針として、当基金を平成三十年度に設置した際、総額十五億円程度を見込み、毎年度未処分利益剰余金のうち、有収水量一立方メートル当たり〇・三円を積み立てることとしており、毎年一億五千万円を積み立てているところです。三点目の利益積立金については、本年五月の経営戦略の改定を機に、四年度決算に係る剰余金処分から積み立てることとしたものです。改定後の経営戦略では、経営戦略期間中の料金水準について、現行料金の維持を目指すこととして、これを実現するために経営改善の取組を実施するとともに、それでも収支の悪化や財源の不足が生じる場合には、黒字を計上している期間における利益の活用や、適正な料金水準の検討による対応を行うこととしています。

そこで、今年度の剰余金処分から、経営戦略期間中に生じる赤字見込額の累計額を必要額として、利益積立金を積み立てることとするものです。

なお、令和元年度決算に係る剰余金処分において、十七億円の特別利益積立金を当年度特有の処分として積み立てています。当時、新型コロナウイルス感染症に係る水道用水供給料金軽減を十七億円行い、同額を将来の経営の安定を図るため特別利益積立金として積み立てたものです。

また、今後の利益積立金の積立て見込みにつきまし

ては、必要額と積立額との差額約十八億円を来年度に全額積立て可能と見込んでいます。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 私のほうからは、PFAS に関してお答えいたします。

まず、PFASとは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称でありまして、一万種類以上の物質があるとされています。PFASのうち幅広い用途で使用されてきたものとして、PFOSとPFOAがあります。PFASによる健康への影響につきましては、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかというのは、いまだに確定的な知見がない状況であります。

世界の規制状況については、国際的な条約でありまして、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、いわゆるPOPs条約に基づき、PFOSは二〇〇九年（平成二十一年）に、PFOAは二〇一九年（令和元年）に廃絶等の対象とすることが決められております。

当該条約を締結している日本におきましても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法に基づきまして、PFOSは平成二十二年、PFOAは令和三年に製造・輸入等が原則禁止されております。

国内の水道水に関しましては、令和二年四月にPFOS及びPFOAが水質管理目標設定項目として位置づけられるとともに、合計値で一リットル当たり五十ナノグラム以下とする暫定目標値が示されました。

水質管理目標設定項目とは、検査や遵守義務が水道法で定められた水質基準項目とは異なり、水質管理上留意すべき項目として設定されているものです。

次に、平成十八年度のPFOS、PFOAの調査に

ついてお答えします。

大阪府健康医療部環境衛生課では、大阪府水道水質管理計画に基づき、府内の水道水源及び水道水中の未規制微量有機物質等の実態を把握し、水道水の安全確保を図るための基礎資料を得ることを目的に、独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び関係水道事業者の協力を得て、大阪府水道水中微量有機物質調査を実施し、結果を公表しております。

平成十八年度は、当時の大阪府水道部の三浄水場を含む府内十四浄水場のPFOSとPFOAの濃度を調査されました。

現在のPFOS及びPFOAの暫定目標値は、合計値で一リットル当たり五十ナノグラム以下であるところ、調査の結果、平成十八年度当時の村野浄水場の浄水は三十四から三十七ナノグラム、庭窪浄水場は八十八ナノグラム、三島浄水場は八十二ナノグラムでした。

これらの検出の要因につきましては、平成十八年度当時はPFOSやPFOAについて規制がなされておらず、淀川流域に排出されていたためと考えられます。

次に、大阪府の令和三年度の大阪府域河川等水質調査結果報告書についてお答えします。

当該調査報告書は、水質汚濁防止法の規定により作成された公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、公共用水域及び地下水の水質常時監視を行った結果を大阪府が取りまとめたものです。

本報告書は、府域における公共用水域及び地下水の水質の状況を把握するための資料であるため、当企業団におきましても、浄水場の水源に影響する河川等について、濃度の推移を注視しているところでありまして、次に、廃止した田原浄水場についてお答えします。

田原浄水場では、PFOSとPFOAいずれも検出されており、その内訳は、九割以上がPFOAでした。

次に、当企業団の各浄水場での測定結果についてお答えします。

水道用水供給事業では、PFOS及びPFOAが水道水の目標設定項目に位置づけられた令和二年度以降定期的に検査しており、淀川を水源とする三浄水場の浄水では、一リットル当たり五から十六ナノグラムと暫定目標値を大きく下回っております。

市町村域水道事業では八つの浄水場を運用しております。河川等表流水や伏流水を水源とする浄水場は七つ、地下水を水源とする浄水場は太子水道事業の板屋橋浄水場のみです。その測定結果は、藤井寺水道事業の道明寺浄水場、船橋浄水場及び太子水道事業の板屋橋浄水場では、暫定目標値の二分の一程度、そのほかの水道事業の浄水場は暫定目標値の五分の一以下となっております。

最後に、PFOS及びPFOAの対策についてお答えします。

当企業団では、令和二年度に田原浄水場の運用を休止し、令和五年三月に廃止したことから、現在、PFOS及びPFOAの暫定目標値を超過した浄水場はないものの、今後も引き続き、定期的な検査により濃度を監視していきます。

また、国によるPFOS、PFOAに関する専門家会議等の動向を注視してまいります。

以上であります。

○多田議長 朝田議員。

（朝田充議員登壇）

○朝田議員 それでは、答弁を受けて、まず一号議案、剰余金処分案についての二問目です。

説明資料の改善については、ぜひ善処をよろしくお願いたします。

次に、各積立金についてであります。よく分かる

答弁でした。

二問目として、水道事業統合促進積立金についてありますが、府域一水道の実現のためとおっしゃられるわけですが、その方針自体が大いに疑問であります。水道事業において、市町村独自の自主的判斷ができない、奪われることを非常に危惧していますが、見解を求めておきたいと思えます。

また、積立て方も、有収水量一立方メートル当たり掛ける〇・三円と、機械的、強制的なやり方ですが、統合検討中の自治体というのとはとも十市あつて、それが七市に減り、さらに六市に減りと、とてもうまくいっているとは言えません。機械的、強制的な当該積立金の在り方も見直すべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、利益剰余金について、二〇一九年度（令和元年度）において、コロナ禍への対応として、水道用水供給料金の軽減を行うに当たり十七億円を特別利益積立金として当該年度固有の処分として積み立てた旨の答弁をされました。

そこで、このときの軽減措置とはどういうものであったのか答弁を求めます。また、同様の軽減措置をするならば、その必要経費は十七億円というふうに理解してよいのか答弁を求めます。さらに、今後の積立について、本年度の決算での剰余金処分が必要額の十八・五億円の積立ては可能と見込んでいるという答弁でしたので、基本的に今期経営期間内の利益積立金の積立ては、二〇二三年度以降は必要ないという見込みなのでしようか、答弁を求めます。

次に、今回の処分案では、資本金はゼロになっていますが、なぜ今回はゼロ、積み立てないという提案になっているのか、答弁を求めます。

次に、大きな二点目のPFAS問題について、二問

目をお伺いいたします。

まず、PFAS汚染問題の認識についてですが、答弁に対して補足しておく、普通の環境汚染では、原因物質の使用がなくなれば止まるはずなのですが、PFAS類は永遠の化学物質と言われるぐらい自然界では分解されにくく、環境中に残留するので、条約、法令で禁止されても土壤中に浸透し、地下に浸透したPFASが地下水に混入し、周辺を高濃度に汚染する。すなわちPFAS汚染は現在も進行中だということです。

規制についても、先進国の規制強化の方向は明確です。特にアメリカでは国家的な危機を宣言して、飲料水で言えば、今年三月に強制力のある規制値としてPFOS、PFOAそれぞれ四ナノグラム・パー・リットルと提案されるという状況です。なので、環境行政の予防原則の立場に立った危機意識、対応があつてしかるべきと考えます。

大阪における過去の数値もお聞きしましたが、村野浄水場は基準値以下とはいえ、庭窪浄水場で八十八、三島浄水場で八十二、基準値を大きく超える状況でした。そういう水を飲んでおつたということです。相手は分解されないわけです、この状況はどこかに移動しているだけです。すなわち、これは過去の問題ではなく、現在の問題でもあるということです。当該問題において、大阪の現状は深刻な部類に入ると考えますが、その認識について答弁を求めます。

次に、田原浄水場汚染の原因は不明ということですが、十年、二十年かけて地下水に浸透したわけで、過去に遡つてのPFAS使用歴、地下水の流れなどの調査が必要です。技術的には当該原因を突き止める技術は確立されており、原因究明は可能だと考えます。要はきちんとした調査をやるかどうかです。公害問題で

あり、一つの浄水場を閉めるまでに至っているわけですから、当水道企業団として、国、府にきちんとした調査を強く要請すべきです。答弁を求めます。

また、各浄水場の状況も答弁してもらいましたが、傾向として、PFASの検出値が増えているところ、減っているところ、横ばいのところ、それぞれあると思えますので、その状況についての答弁を求めます。

最後に、PFAS対策ですが、当面は汚染源を避けるということと、除去することしかないと思います。その点で、せんだつて村野浄水場を視察させていただいた際に、活性炭による除去をやるならば、現在四年に一回の活性炭取替を毎年一回にしなればならないということでしたので、真剣に検討すべきです。答弁を求めます。

以上です。

○多田議長 林広域連携課長。

○林経営管理部広域連携課長 議員お尋ねの一問目でございます。市町村独自の自主的な判断という御質問でしたので、水道事業に関する統合元市町村の意見反映についてお答えさせていただきます。

大阪広域水道企業団は、四十二市町村を構成団体とする一部事務組合でございます。水道事業の統合により統合元の市町村から水道事業を承継し、その経営を担ってございます。

当企業団の事業運営に当たりましては、構成団体の水道主担者による運営協議会での協議や、首長会議での重要案件の審議、そして、構成団体の議会の議員から選出されたこちらの企業団議会での議案の審議、こういったもので構成団体の意見を反映しながら進めさせていただいております。

加えまして、統合元の市町村とは定期的に予算、決算など事業運営の状況等を報告し、また、市町村ごと

の個別の取組につきましては丁寧な情報共有や調整を図りながら進めてまいります。

企業団としましては、こうした取組により、構成団体、統合元市町村の意見も反映したよりよい事業運営ができるよう、今後とも努めてまいります。

次に、御質問のありました水道事業統合促進基金の活用についてでございます。基金を積み立てているが、統合団体が減っているのではというお尋ねについてお答えさせていただきます。

まず、水道事業の統合につきましては、市町村によって個別の事情が異なることから、協議の調った市町村から順次進めていくということで、令和六年度統合の能勢町を含めまして、現在までに十四団体が統合しております。

また、現在、令和七年度に向けて統合検討協議中の六団体の統合が実現いたしますと、府内約半分の二十団体の水道事業を企業団が担わせていただくことになり、着実に統合を進めているものと考えております。

水道事業統合促進基金につきましては、企業団との統合に係る施設の統廃合などの最適配置案の検討委託に活用させていただくことで、市町村の統合判断のインセンティブになっているほか、市町村域水道事業の統合水道料金システムの構築に活用させていただくなど、統合後の水道事業の基盤強化にもつながっていくものと考えてございます。

企業団としましては、さらなる統合を進めるため、本基金を有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 新型コロナウイルス感染症に係る水道用水供給料金軽減の内容についてお答えいた

します。

令和二年当時、新型コロナウイルス感染症が住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしていた状況や、構成団体からの要望を踏まえ、大阪府内の七割以上の水道水を担う広域事業体として、府内各水道事業の経営安定化に寄与することを目的として、総額十七億円、一立方メートル当たり十円の料金軽減を四か月間実施しました。仮に一立方メートル当たり十円の料金軽減を実施する場合、有収水量が変われば、必要経費は変動します。

次に、利益積立金の今後の積立て見込みについてお答えします。

利益積立金の必要額は、経営戦略の財政収支見通しに基づいて決まります。令和七年度をめどに経営戦略の中間見直しを予定していますので、見直し後の財政収支に基づいて、必要額についても改めて検討いたします。

次に、剰余金処分案において、資本金の繰入れがない理由についてお答えします。

未処分利益剰余金のうち、その他未処分利益剰余金変動額については、これまでどおり原則として資本金に組み入れることとしていますが、先ほど御説明させていただいたのとおり、経営戦略期間中の必要額を利益積立金として積み立てることを優先したため、今年度、資本金の繰入れはありません。

以上でございます。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 私のほうからPFASに関してお答えします。

PFOS及びPFOAの暫定目標値が示されました令和二年度以降、淀川を水源とする三浄水場の浄水では、一リットル当たり五から十六ナノグラムと、暫定

目標値を大きく下回っております。PFOSやPFOAの規制もなされたことから、今後もこの傾向は続くものと認識しております。今後も引き続き、定期的な検査により濃度を監視していきます。

次に、田原浄水場のPFAS検出原因の究明に係る国や府への調査要請についてお答えします。

田原浄水場の検出状況につきましては、大阪府や四條畷市と情報共有を行ってまいりました。また、本年九月には、PFASについて、厚生労働省、環境省に対し、調査の実施や規制強化、情報提供の推進等について要望をしております。引き続き、国などへの要望を実施してまいります。

次に、各浄水場のPFASの傾向についてお答えします。

PFOSやPFOAが規制されたこともあり、淀川を水源とする三浄水場につきましては、平成十八年度から濃度は減少しており、近年は暫定目標値を下回った状態で安定しております。その他の浄水場につきましても、令和二年度以降大きな変化はなく、安定しております。

次に、PFAS対策についてお答えします。

PFAS対策としては、議員御指摘のように汚染源を避ける、もしくは浄水処理によるなどの方法があります。そのため、PFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された田原浄水場は、代替水源である淀川を水源とする村野浄水場からの浄水に切り替えたものです。

PFASについては、浄水処理が難しいこと、処理費用の面で課題があることから、引き続き、浄水処理技術に関する最新の知見の調査収集に努めてまいります。

以上です。

○多田議長 朝田議員。

(朝田充議員登壇)

○朝田議員 それでは、三問目いきます。

第一号議案については、私はどんな場合でも統合や広域化は駄目だとは言いません。しかし、規模の小さな自治体、こういうところではそれも選択肢の一つだろうとは考えます。しかし、最も重要なライフラインである水道事業における基礎自治体の自治権は維持、発展させるべきであると考えます。ですから、府域一水道の実現の方針は、私は見直すことを強く求めます。水道事業でも最も重要なのは民生の安定、福祉の増進です。その意味で、利益積立金の位置づけをもっと上げるべきだと考えます。物価高騰が襲う今、現在の供給料金の維持にとどまらず、積立金活用で緊急の料金軽減策を打つべきです。答弁を求めたいと思います。

次に、PFAS汚染問題についてなんですけれども、国等に要望しているというなら、その要望文書の議会への提出を求めます。重要なことですので、こんなのはやっぱり議会で報告すべきです。浄水場が廃止まで行っているわけですから。また、除去について処理費用が課題だというならば、公害問題なので、国、府に費用支援をすべきです。私からすれば、こういうところにこそお金を使えと強く言いたいわけですから、それぞれ答弁を求めます。

以上です。

○多田議長 林広域連携課長。

○林経営管理部広域連携課長 府域一水道の実現の方針についてお答えさせていただきます。

水道事業を広域化する目的についてでございますが、人口減少に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加、そしてベテラン職員の大量退職による技術継承の問題など、市町村経営による水道事業が

深刻な課題に直面している中、広域化によるスケールメリットを生かし、特に先ほども議員が最も重要なライフラインとおっしゃいました水道事業の基盤強化を図ることが重要と考えております。

こうしたことから、大阪府が平成二十四年三月に策定した大阪府水道整備基本構想、通称おさか水道ビジョン、こちらのほうではおおむね二十年後をめどに府域一水道を目指すこととされております。

府域の水道事業体それぞれで課題の程度の差は異なるものの、現在あるいは将来に直面する課題は、団体の規模の大小にかかわらず同様であると思っておりますので、当企業団では府域一水道を目指し、協議の調った団体から市町村水道事業との統合を進めてきました。

二問目でもお答えしましたとおり、当企業団では首長会議ですとか構成団体の主担者の運営協議会など、構成団体の意見反映の仕組みを整えております。これからも水道基盤の強化を図るため、府域一水道の実現に向け、引き続き構成団体、とりわけ統合元の団体の御意見を十分に尊重しながら統合を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○多田議長 辻財務課長。

○辻経営管理部財務課長 料金軽減についてお答えします。

水道用水供給事業における経営戦略の財政収支見通しでは、水需要の減少に伴い、令和十年度からは赤字を見込んでいるところです。加えて、御指摘の物価高騰、とりわけ電力価格の高騰、資材価格や金利の動向は、事業運営上の大きなリスク要因になっています。

また、物価高騰対策としては、国においてこれまでも臨時交付金などが措置されており、市町村においてもこれらを活用し、地域の実情に応じて対応されてい

ると承知しています。

以上のことから、物価高騰に対する料金の軽減措置の実施については検討しておりません。

以上でございます。

○多田議長 渡邊技術管理課長。

○渡邊事業管理部技術管理課長 私のほうからPFASに関してお答えいたします。

PFASに関する要望は、当企業団を含む九つの水道事業体からなる淀川水質協議会から本年九月二十五日に行ったものでありまして、その内容は、環境大臣宛てに、有機フッ素化合物の使用実態及び存在実態、すなわち環境中の濃度等の調査を進め情報提供すること及び有機フッ素化合物の排水規制等について検討すること、また、厚生労働大臣宛てに、有機フッ素化合物の使用実態、存在実態及び浄水処理性等の調査を進め情報提供すること及び有機フッ素化合物の排水規制について関係省庁へ働きかけることでございます。

なお、要望文書につきましては、後日情報提供いたします。

PFASについては、処理費用の面以外にも浄水処理に係る技術的な課題も大きいことから、引き続き浄水処理技術に関する最新の知見を収集するなど、必要な対応に努めてまいります。

以上です。

○多田議長 朝田充議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○多田議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

(午後二時二十六分休憩)

(午後二時三十五分再開)

○多田議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○多田議長 日程第五の諸議案六件のうち、議決不要の報告第三号及び第四号を除く四件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○多田議長 これより日程第五の諸議案につきまして、採決に入ります。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号及び第二号並びに報告第一号及び第二号、令和四年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件外三件を一括して採決いたします。

○多田議長 お諮りいたします。

以上の諸議案四件につきまして、可決、認定することとに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○多田議長 異議なしと認めます。よって、以上の諸議案四件は、可決、認定することに決定いたしました。

○多田議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和五年十一月定例会を閉会いたします。

午後二時三十六分 閉会

議長 多田 隆一

副議長 西野 滋胤

議員 道端 俊彦

議員 大東 真司